

# 將軍生母月光院をめぐつて

松尾美恵子

## はじめに

### 一 月光院の語られ方

- (一) 『徳川実紀』に見る月光院
- (二) 『三王外記』に見る月光院
- (三) 芝居・小説に登場する月光院

### 二 「月光院殿御年譜」について

- (一) 「月光院殿御年譜」と「萱堂聞書」

### 三 月光院の出自と前身

- (一) 年齢・出自
- (二) 赤穂浅野家との関係

### 四 江島事件と月光院

- (一) 江島事件のとらえ方
- (二) 踊り子

### 五 吹上御殿における日常

- (一) オワリに

将軍生母月光院をめぐつて

近世、將軍の生母は、その出自に関わらず將軍の家族として厚く遇された。本稿ではその内の一人七代將軍徳川家継の生母月光院(喜世・左京局・輝子<sup>(1)</sup>)を取り上げる。

月光院は芝居や小説などにも登場し、江戸期の女性の中では比較的知られた女性である。ただし、その評判は後述するように毀譽褒貶が著しく、とくに六代將軍徳川家宣の正室(御台所)天英院と対比して語られるとき、側室月光院は敵役とされることが多い。<sup>(2)</sup>しかし月光院が實際どういう人であつたか、さらに彼女をとりまく種々の問題を、歴史学の立場から実証的に研究した成果といえるものはほとんどない。<sup>(3)</sup>それというのも信頼に足る史料が少なかつたからであろう。

近年、徳川宗家文書の中に、月光院に関する史料「月光院殿御年譜」が存在することがわかり、幸いその使用を許された。そこで全文を翻刻し

て、今後の研究に資するとともに、同史料の紹介がてら、『徳川実紀<sup>(4)</sup>』の記事との関係や、謎の多い出自・前身、江島(緋島)事件(以下江島事件)との関わりなどを検討し、あわせて晩年の江戸城の吹上御殿における暮らしぶりを明らかにしたい。

## 一 月光院の語られ方

### (一) 『徳川実紀』に見る月光院

江戸幕府の正史として編纂された『徳川実紀』は、周知のように、歴代の将軍ごとに編集され、編年体の本編の末に付録として各将軍の逸話を載せている。家継の場合、四歳で将軍位を継ぎ、八歳で没したため、「有章院殿御実紀付録」(以下「付録」)に収められた逸話は少ない。ところが、その不足を補うかのように、生母の月光院の記事が多い。そのことについて「付録」では、「和漢古今の先蹟を案るに、主幼く國危きときは、必ず宰臣の政を弄るか、あるいは女主の威焰を恣にするためしいと多かり、当代御継統のはじめ、老臣の輩 先朝の遺令をまもり、しばしば善政を施し行はれ、内にはかゝる賢母のおはして、宮闈の間も整肅にして、敢て女謁の行はれざりしは、遠く古今に超過せりといふべし、かつ 当代の夙慧におはしましけるは、全く御生母の淑明なるよりいではべることなれば、いま月光院殿の御遺事をついで、御附録の末につゞり奉るにぞ」と、幼将軍家継の時代の幕府においての生母月光院を評価し、その「遺事」を称揚している。「遺事」の具体的な内容はのちにみるが、いずれも月光院がどれほど分をわきまえ、修養を怠らない女性だったか述べている。それらの記

事に拠る限り、月光院は賢母かつ才媛の誉れ高い女性だったといえる。<sup>(5)</sup>

### (二) 『三王外記』に見る月光院

一方、『三王外記<sup>(6)</sup>』に見る月光院は、著しく評判が悪い。『三王外記』は五代綱吉(憲王)、六代家宣(文王)、七代家継(章王)の三代の出来事を漢文体で記述した書で、著者は太宰春台といわれている。その内容は興味本位のうわさ話が多く、史料としての価値は低いとされている。<sup>(7)</sup>

では、『三王外記』の内「章王外記」の月光院に関する二つの記事(読み下し文に改めた)を見ておこう(括弧内は筆者註)。そのひとつは間部詮房との艶聞である。

高崎侯(間部)詮房、文王(家宣)の時より日夜王宮(江戸城)に在り、洗沐(休暇)を賜うに非ずして、敢て私第に帰ること莫し、文王殂後、詮房公に在ること弥堅し、章王幼く、月光夫人の所に在り、則ち昼夜無く詮房獨りこれに従う、因りて夫人と通ず、(中略)詮房公服を脱ぎ、煖帽(頭巾)を戴き、夫人と共に爐(こたつ)を擁し私語するに至る。王これを見て傅母(乳母)に謂いて曰く、高崎侯王の如し、ここにおいて宮闈の禁弛み、男女の別無し、近臣侍医直宿の所、かつ朝小臣洒掃、或いは簪珥(かんざし)遺りてあるを見る、詮房これを知るといえども、敢えてこれを禁じず、以つて分けて謗るなり、王宮内外の乱れ前世未だ有らざる所なり

側用人間部詮房は、家宣の時代から日夜江戸城にいてほとんど自宅に帰らなかつた。幼い家継の代となり、ますます江戸城に詰めた。家継は大奥の月光院の所により、そこに詮房が昼となく夜となく出入りするうちに月

光院と通じた。詮房が月光院とくつろいで話をしているのを見て、家継が

「詮房はまるで將軍のようだ」といった。こうして大奥の規律は緩み、近臣や侍医が宿直した部屋を翌朝掃除すると、簪が落ちていたりした。しかし詮房は知っていても注意しなかつたと述べて、大奥の乱脈を糾弾するのである。

もうひとつは家継早世の原因は月光院と詮房にあつたという話である。

王稟性虛弱、寒暑に耐えず、月光夫人詮房と王を奉じ、内園に遊ぶ、夫人詮房と飲み、絃歌妓舞、時移り、王感冒の所有り、凱嘆惡風、にわかに奉じ宮に帰る、裏頭襲衣、侍医薬を進む、夫人侍女に命じ、爐を設け、宮中の四隅に炭を熾す、しばらくして王流汗煩悶して曰く、諸々出々、夫人詮房とまた奉じ、もつて内園に往く、則ち重ねて感傷す、遂に病困に至る、是の如きは数あり、侍医者山田宗圓、夫人を驟諫し、その慈幼の道に非ざるを極言す、これを用い夫人に忤う、因りて自ら効して退く、王の早夭の所以、天命と曰うといえども、また夫人詮房と謀速と謂うべし

二人は風邪を引いている家継を連れ、内庭で酒を飲んだりして遊んだ。家継の具合が悪くなつて御殿に戻ると、月光院は侍女に命じて部屋の四隅に火燭を置き、炭を熾した。家継は発汗して、苦しそうな声を発した。このようなことが重なつたので、侍医の山田宗圓は子育ての道に反すると月光院を諫め、勤めを辞した。家継の早世は天命ではあるが、月光院と詮房がこれを早めた、というのである。

どちらの記事も月光院と間部詮房を徹底的に貶めており、「徳川実紀」の記事とは正反対である。なお同書では、天英院のことは、家宣が多くの側室を持つても、「性和順、不妬忌」<sup>(8)</sup>、つまり温和な性格で、嫉妬すること

はなかつた、と評価するのである。  
「徳川実紀」と『三王外記』との評価がこれほど異なるのはなぜか、誰しも疑問に思うところであるが、この問題はひとまず置き、次に芝居や小説に登場する月光院についてふれておきたい。

### (三) 芝居・小説に登場する月光院

月光院は、江島事件を題材にした歌舞伎や小説によく登場する。江島の主人であるからそれは当然だが、近年は、この事件を天英院と月光院との対立を含む、幕府内部の派閥抗争として描かれることが多く、そうなると、月光院はたんなる登場人物ではなくなる。月光院と江島事件との関わりについてはのちに述べる。

ここで見ておきたいのは、江島事件関連ではない戯曲と小説である。そのひとつは、真山青果の戯曲『元禄忠臣蔵』<sup>(9)</sup>である。全一〇編から成り、新歌舞伎の名作とされ、第一〇編にあたる「大石最後の一日」が一九三四六年歌舞伎座で初演されて以来、連作、上演された。とくに傑作とされるのが第五編「御浜御殿綱豊卿」で、一九四〇年に初演され、いまでも時々上演されている。甲府宰相綱豊(家宣)と赤穂浪士富森助右衛門が互いの腹を探り合う台詞の応酬が見どころであるが、この芝居に月光院、すなわち綱豊(家宣)中瀉お喜世が登場する。

お喜世は当時(元禄一五年)一八歳、勝田玄哲の娘で、奥方付き女中となり、御三ノ間に奉公するうち、綱豊の寵愛を受け、お手付き中瀉となつた者で、甲府家に仕えてまだ半年ほどの新参者、富森助右衛門はお喜世の仮兄という設定である。

幕が上がる、まず二人の言い争いの場面が展開される。甲府家の別邸御浜御殿での浜遊びに客として来る吉良上野介を「透見」したい助右衛門は、お喜世にその場所への手引きを頼むが、お喜世はこれを拒む。しかしその様子を御年寄浦尾らに見咎められ、お喜世は浅野家御家再興を懇願する瑠泉院(浅野内匠頭正室)付の老女からの手紙を差し出すよう強要される。急場を救つた御右筆の江島に対してもお喜世は、「これは、さる御屋敷がために勤める、御老女よりのお文で、わたくし御当家へ御奉公に上りまするにつき、—その御老女さまを仮親と頼んで、御奉公に参つたのでござります」と述べる。さらに説明を求められると、「何をおかしく申しませう。もとわたくしは、鉄砲洲浅野さまのお屋敷に、軽い御奉公いたしました者でござりまするが、奥方御前様がお目かけ下されまして、後にはお膝元の御用をも勤めた者でござります」と、甲府家に仕える以前、浅野家の奥に勤めていたことを語る。御家改易ののち暇となり、宿元に下がり、その後浅野家老女(助右衛門の母)を仮親とし、甲府家に奉公したというわけである。このあとの筋書きは省略するが、喜世が浅野家の縁者であることと、この物語を成り立たせる上で不可欠な要素となつていて。

もうひとつは、二〇一〇年から一一年にかけて毎日新聞に連載された諸田玲子の小説『四十八人目の忠臣<sup>(1)</sup>』である。浅野内匠頭の正室阿久利の侍女おきよが物語の主人公で、赤穂浪士磯貝十郎左衛門の恋人という設定である。浪士の吉良邸討ち入り、切腹後も赤穂浅野家再興を目指す。「四十八人目の忠臣」とはおきよのことである。目的を秘めておきよは甲府綱豊の側室となり、その子(家継)を生み、のち將軍生母月光院となつたというストーリーである。

これら戯曲・小説の月光院がもと赤穂浅野家に仕えていたという話は、

『徳川実紀』『三王外記』はもとより、『徳川諸家系譜』所収の「徳川幕府家譜」「柳営婦女伝系」「幕府祚胤伝」や、「以貴小伝」<sup>(13)</sup>にも出てこない。「柳営婦女伝系」では、月光院の前身について、「京極甲斐守(但馬豊岡)方に仕へ、次に戸沢上総介(出羽新庄)方に仕へ」と諸大名家に奉公していたことを記すが、赤穂浅野家の名前はない。

それでは月光院が赤穂浅野家に仕えていたというのは史実ではなく、作家たちのまったくの創作なのだろうか。真山青果は時代考証に力を入れた劇作家として知られているし、諸田氏は「四十八人目の忠臣」のあとがきで、「月光院と赤穂浅野家とのつながりについては疑問視する説もあるが、月光院が浅野内匠頭の後室に進物を贈りつづけていた事実や、ゆかりの寺に伝わる逸話、藩の分限帳の名などつき合わせれば、荒唐無稽な話とも思えない」と書いている。この月光院の前身にまつわる謎も、次に紹介する新史料に基づいてできるかぎり解き明かしたい。

## 二 「月光院殿御年譜」について

### (一) 「月光院殿御年譜」と「萱堂聞書」

徳川林政史研究所に保管されている徳川宗家文書の中に「月光院殿御年譜 故諺記」という外題(題箋)を持つ冊子がある。ただし「月光院殿御年譜」と「故諺記」とは別の史料であり、本稿の紹介の対象とするのは前者のみである。従つて以下、史料名を「月光院殿御年譜」とする。

ただ本史料は後掲の翻刻文で明らかのように、最初の数葉は文字通り「月光院様年譜」であり、そのあとに続く「萱堂十七、吹上御殿に仕」で

始まる文は、「萱堂」が吹上御殿に仕えていた頃の思い出話である。「萱堂」は母の尊称<sup>(15)</sup>で、「吹上御殿」の主は月光院である。つまり本史料は、月光院の「年譜」と、月光院に仕えていた「母上から聞いた話」とで構成されている。しかし「年譜」に「萱堂説」という文言も出てくるので、別々の史料というわけでもない。

さて、先述した『徳川実紀』「付録」の月光院の「遺事」は、『兼山麗沢秘策<sup>(16)</sup>』「宮女絵島一件」「車玉集端書」「萱堂聞書」などから採られたものである。『兼山麗沢秘策』は加賀藩士の青地兼山(斉賢)・麗沢(礼幹)兄弟が編集した正徳元年(一七二二)から享保一六年(一七三一)までの書簡集で、兄弟の師室鳩巣から兄弟宛のものを主としている。正徳・享保期の政治・経済・社会状況を知ることができる重要な史料である。他の文献はあまり知られていないが、注目したいのは「萱堂聞書」という史料である。そこから採られた逸話が「月光院殿御年譜」の「萱堂」から聞いた話と近似するからである。

表①は『徳川実紀』の「付録」と「月光院殿御年譜」の記事とを比較したものである。イの大意はともに「月光院は言葉少なく、とくに前代のことは口を閉ざしていたが、甲府藩邸の頃のことは時々話すことがあり、新井白石を呼んで文を読んだことがあると侍女に語っていた」というものである。ただし「付録」の記事は「月光院殿御年譜」の方の「中略」の部分の記事を欠いている。この「中略」の部分については次節で言及する。

口は「月光院は自らの侍女たちが上方の人を真似た振舞いや言葉使いをすることが嫌つた。そのため吹上御殿の女房は化粧も薄く、立ち居振る舞い、言語など、他の方々付属の女中とは異なつていた」またハは、「月光院は広く和漢の書に親しんだ。くりかえして読んでいたのは徒然草、吉野

拾遺、六百番歌合、常に口ずさんでいたのは枕草子、漢籍では四書、古文(真宝前後集)だった。また真言宗の教えをきいてその奥義をよく会得し、「萱堂聞書」と同一のもので、原本は同じものと断定してよいであろう。

表① 「有章院殿御実紀付録」と「月光院殿御年譜」の記事の比較		
	「有章院殿御実紀付録」	「月光院殿御年譜」
イ	尼公言すくなき御本性にて、大故に逢給ひしのちは、前朝のことなど、口を絶ていひ出たまふことなし、たゞ藩邸の事のみ、時にふれ折により思召出して、新井とかいふものめして、文よませ給ひしなどのたまふことを、侍女どもうけたまはり伝へし	御言葉すくなゝるか中にも、前朝の御事にハくちをた、せ給ふと申すへし、たゞ藩邸の御とき(中略)の給ひいたさせ給ふことありし、これも藩邸の御とき、新井といふものをめして、ものよませ給ひしなとの給ひしこともありき
口	侍女等がものいひうちふるまふさまの、都人のまねするをきらはせられ、宮人のかゝるくせあるは、いとうるさけれど仰られける。よてこの御かたの女房は、言語のとりかぎりなく、かほつくに淡粧にて、他の御前とは異なりしつぞ	上らうめきたるふりをし、詞つかひ上方人のまねするなどハ宮人のくせなり、かゝることこそうるさけれど折々のたまひし、似するともまことに、ぬをきらひ給ふにて有けんとそ、この故に吹上の女房にかきり紅粉うすぐ、ものいひふるまひ嗜好まで他の人にハ殊也けり
ハ	尼公ひろく和漢の書にわたりたまひしうちにも、くりかへし見給ひしは、つれづれ草、吉野拾遺、六百番歌合、常に口ずさみたまひしは、清少納言が枕草子、漢籍は四子、古文真宝前後集なり、また真言奥秘の教をもき、明らめ、梵文をもみづからか、せたまひしとぞ	くりかへしては幾度もよませ給ふは徒然草・吉野拾遺・六百番歌合、このみて口すさせ給ふハ枕草紙、かたハらをはなたてをきき給ふハ四書・古文なりき、真言をならハせ給ひ、その道の奥秘をき、さとし給ひ、(中略)また梵字をもか、せ給ひし

以下、同史料のみを使用する場合は「聞書」と略称する。

### (一) 「萱堂」と「聞書」の記録者

ここで月光院に仕えていた「萱堂」とは誰か、また母の話を「聞書」し、後世に伝えた人は誰か、考証しておこう。

「聞書」の冒頭の記事によると、母は享保十三年(一七二八)に生まれ、延享元年(一七四四)一七歳のとき、表使の浜岡を部屋親<sup>(18)</sup>とし、吹上御殿に仕えた。当時月光院は五六歳<sup>(19)</sup>、医者の子で、父親の入道頭を毎日そつていたので、月光院の髪を剃る役を担当した、とある。また母は宝暦二年(一七五二)に月光院が六四歳で亡くなるまで九年間仕えたとあるので、二十五歳で勤めを辞めたことになる。その後結婚し、子を産んだ。「聞書」の筆者がその子供であることはいうまでもない。

「萱堂」の父、「聞書」の筆者の祖父にあたる人物は誰かというと、文中「伴道与、萱堂の父」とその名が出てくる。伴道与は『寛政重修諸家譜』<sup>(20)</sup>によると、伴栄宣という人が享保十三年生まれの「萱堂」の父に該当することがわかる。すなわち栄宣の譜には、「道朔、道与、(中略)享保二年二月二十六日遺跡を継、寄合となり、二十年閏三月十九日月光院御方に付属せられ、宝暦二年逝去により、十一月四日務をゆるされ、三年九月十八日死す。年六十四。法名栄宣(後略)」とあり、月光院付の寄合医師として娘と同じ吹上御殿に出仕している。ちなみに栄宣の父栄藩(林庵、道与)は名医として知られ、召されて綱吉に仕え、奥医となり、法眼に叙せられ、知行五百石を賜った。綱吉死後はその側室瑞春院に付けられた。

栄宣には二男四女の子があつたが、長子の道朔は父に先立ち死去し、娘

婿栄章(道壽、玄昌)が元文五年九月一二日より月光院の広敷の療治を命じられ、のち家を継いでいる。二男栄慶(道秀、道与)は栄章の養子となつてゐる。女子四人は栄章の妻のほか、川勝勘左衛門広典の妻、河尻与三郎鎮恒の妻、林良適茂承の妻となつてゐる。この内の一人が「萱堂」、またその子供たちの内の一人が「聞書」の記録者ということになる。河尻の妻は春之<sup>(22)</sup>、林の妻は元栗<sup>(23)</sup>という男子を産んでゐる。「萱堂」とその子が誰と誰なのか、これ以上の證索は難しい。後考を俟ちたい。

### 三 月光院の出自と前身

#### (一) 年齢・出自

月光院の生涯には謎が多い。その略歴を表②にまとめたが、まず生年がはつきりしない。「月光院殿御年譜」では、元禄二年(一六八九)に生まれ、宝暦二年(一七五二)、六四歳で死去したとしているが、『徳川実紀』の卒伝条や、「幕府祚胤伝」「以貴小伝」等では没年齢を六八歳としている。逆算すると生年は貞享二年ということになる。「徳川幕府家譜」「柳營婦女伝系」の月光院の記事には没年齢の記事がない。「月光院殿御年譜」には御実紀調所の印があり、「徳川実紀」の編纂者が利用した資料であることは明らかだが、年齢についてはこれを採っていない。

両親についてもはつきりしたことは不明である。『寛政重修諸家譜』<sup>(24)</sup>と「柳營婦女伝系」の記事を総合すると、父の勝田著邑(玄哲)は、加賀の生まれで、佐藤治部右衛門といい、加賀前田家に仕えていたが、浪人し、のち浅草唯念寺の塔頭林昌軒の住持になつたといい、母は松平伊勢守

家臣和田治左衛門の娘という。しかし異説もある。『兼山麗沢秘策』は月光院を「宇治茶師家来の娘」としているし、典拠不明だが三田村鳶魚は、「京都五条佐屋町に、医者をしながら手習い師匠をしていた松井文治というものの娘」で、「御所方の女を妻に迎えて、その間に月光院が生れた」という説があることを「横から見た赤穂義士」の「月光院の古主」の中で記している。<sup>(26)</sup> 母は初め神田辺鍛冶の明珍久太夫の妻で、懷妊の内離別、男児を出生し、のち明珍家を継いだとの説もある。<sup>(27)</sup>

親族については、まず「年録」の記事をあげよう。家宣が死去し、家繼が將軍家を相続してまもない正徳二年（一七一二）一二月一二日。勝田家の人々が「御筋目」をもつて知行を加増、あるいは新知を賜っている。すなわち寄合勝田帶刀（典愛）に対し「弐千石御加増都合三千石并隠居元哲へ、新規二百人扶持」とあり、勝田左京（元著）へ新知「千石被下寄合被仰付」、同頼母（元溥）へ「新知五百石寄合被仰付」とある。

それぞれの月光院との関係を主に『寛政重修諸家譜』勝田氏条、及び矢嶋氏<sup>(28)</sup>条に拵り見てみると、勝田典愛は「実は内藤氏の男、母は矢嶋氏の女」で、はじめ矢嶋次大夫義充（小姓組 廉米三百俵）の養子となり、その娘を妻とした。矢嶋家は四代將軍家綱の乳母矢嶋局の願いにより立てられた家（次大夫は矢嶋局の養子）である。「柳営婦女伝系」によると、その次太夫に実子が誕生し、典愛（太郎左衛門）は離縁されたという。このあとおそらく次大夫の娘の一人が浅草唯念寺の妻（典愛妻の妹）という関係で、月光院の父玄哲との縁が出来たと思われる。その後月光院（喜世）は矢嶋次大夫の娘分として桜田館に奉公する。典愛は形式上の兄になつたわけである。典愛が勝田氏を称するようになるのはいつか、はつきりしたことは不明だが、宝永五年（一七〇八）一二月一九日、新規に召し出され、廉米三百俵を

表② 月光院の略歴

元禄2年(1689)		誕生、貞享2年(1685)説もある。
元禄14年(1701)	13歳(17歳)	桜田館(甲府宰相綱豊、のちの6代將軍家宣)に仕える。
宝永元年(1704)	16歳(20歳)	家宣、5代將軍綱吉の嗣となり、江戸城西の丸に移る。
宝永6年(1709)	21歳(25歳)	綱吉死去、家宣將軍位(6代)を継ぐ。 7月3日、山里別殿にて鍋松(のちの7代將軍家継)を産む。 左京局に用人付属。こののち金1000両、米500俵支給 「三の御部屋」と称される。
正徳2年(1712)	24歳(28歳)	家宣死去、家継將軍位(7代)を継ぐ。 月光院と称する。序列が天英院(家宣御台所)の次となる。
正徳3年(1713)	25歳(29歳)	合力金4000両となる。 従三位に叙せられる(文政11年従二位追贈)。
享保元年(1716)	28歳(32歳)	家継死去、紀伊吉宗將軍位(8代)を継ぐ。 剃髪、吹上に1万坪の屋敷を与えられ、新邸に移る 毎年金8600両米1130俵を贈られる。
延享2年(1745)	57歳(61歳)	吉宗隠居、家重將軍位(9代)を継ぐ。
宝暦2年(1752)	64歳(68歳)	死去、増上寺に葬る。
宝暦4年(1754)		冷泉為村、月光院の詠歌を集め、歌集「車玉集」を編む。

本表は「月光院殿御年譜」の記事を中心に作成した。

ただし括弧内の年齢は『徳川実紀』、『幕府祚胤伝』「以貴小伝」による(生年は逆算)。

院(左京局)が家継(鍋松)を産んだあとの宝永六年六月一〇月一九日には番をゆるされて寄合となり、七百石を加増され、廉米を改め千石の知行を賜っている。そして先述のとく正徳二年には三千石に加増され、翌年従

五位下備後守に叙任される<sup>(30)</sup>。

典愛が知行を増加されたとき、松平清武(家宣弟、家繼叔父)に招かれ歛待されたという話が『兼山麗沢秘策』にあり、『付録』に採られている。月光院は、帶刀は若輩者で、自分の兄弟であるからといって馳走などもつてのほかと清武に注意したという。室鳩巣が伝えた話だが、ことの真偽は別として、典愛を「月光院様御舍弟」と注記しているのは誤りである。『寛政重修諸家譜』によると、典愛は享保元年に四歳で死去しているから、月光院より年長であることは間違いないだろう。また正徳二年の増加時、父勝田玄哲は典愛家の「隠居」として二百人扶持を給されたが、翌年居邸の造営費として金五百両、材木一万本を賜り、別宅を構えている。典愛は月光院の願いにより、玄哲の兄宗信(寿迪)の養子となつた。玄哲の系統とは別の家となつたのである。

また玄哲には、月光院のほか、もう一人娘があり、その婿養子を元邑(岱賀)といい、柳生流の剣術を指南し、終身仕官しなかつた。<sup>(31)</sup>正徳二年に新知千石を与えられた左京(元著)と、五百石を与えられた頼母(元溥)はその子供たちで、当時一歳と一歳であった。玄哲にとつては孫、月光院には甥に当たる。翌年叙爵し、それぞれ周防守、下野守と称した。享保一八年(一七三三)に元著が没した跡は弟の元溥が継ぎ、先の知行と合わせ一千五百石となつた。この段階で旗本の勝田家は一家となつたのである。

「聞書」(括弧内は筆者の中に、

勝田二家の人々は折々参りけるか、下野守と申し人計、容貌常人に何かはり、柔軟にしてをも(重)／＼敷、しかもたけ(丈)たかく、御かも井(鴨居)の所をハいつもふ(伏)して過けり、文才もありしとて、この人まいりてはかなら(必)す書の御はなし(話)など申されし、されども

職役をハ終に授けられず、爵位計を給はりしことは 前朝のおほしめしにして、まへ(前)にハこの例なしとか、人のさゝやきける

という記述がある。「勝田二家」の人々が時々月光院の許を訪れたが、「下野守」という人は容貌が人と異なり、柔軟だが重みがあつた。長身で、鳴居はいつも背を屈めて通つた。文才があり、この人が来ると月光院はかならず書物のお話をなさつた。このような人だつたのに、幕府の役職に就くことがなかつたのは、「前朝」の思し召しであり、以前にはこのようない例は無かつたと人々が囁いていた<sup>(32)</sup>。その意向により月光院の縁者でとで、「前朝」とは家宣のことであろう。その意向により月光院の縁者である元溥が表立つて取り立てられる<sup>(33)</sup>ことはなかつたとある。勝田家の場合、四代家綱の生母宝樹院の実家増山家、五代綱吉の生母桂昌院の実家本庄家のように、大名になることもなく、家継の時代といえどもその周辺はひつそりしていた<sup>(34)</sup>。ただ玄哲が正徳四年六月三日六七歳で死去したとき、御三家・大名は御機嫌伺いの使者・飛札を送り、高家・詰衆・番頭・組頭は登城を命じられている<sup>(35)</sup>。儀礼面では将軍の外戚として重んじられたといえよう。

## (二) 赤穂浅野家との関係

月光院は少女の頃から大名諸家に仕えた。「柳營婦女伝系」によれば、但馬豊岡の京極家、出羽新庄の戸沢家に仕え、その後矢嶋次大夫の娘分として甲府家に奉公した。後述する「月光院殿御年譜」でも「豊岡侯・新庄侯に仕へ」と出てくる。このほか赤穂浅野家に仕えたという話が芝居・小説などに出てくるが、それはどこまで眞実なのか。以下に検討してみた

い。

次の史料は『兼山麗沢秘策』の「小谷勉善来書の内」(括弧は筆者、以下同じ)の一節である。

月光院様は最前浅野内匠頭奥方に軽き奉公被成、御名は小つまとやらん呼申候、私云、宇治茶師家來の娘なり、内匠殿一巻以後、暇出候て、其後御城へ御奉公に御出被成候、慥成一族無之に付、瑠泉院殿内匠頭御内室老女中の内おばに罷成、その子は徒(徒カ)弟分に罷成、富岡助右衛門と申、然る處、当君御誕生以後左京殿と称し候、最早瑠泉院殿御懇意被成候故、御厚恩を被思召候哉、老女中迄披露状にて御念頃に候処、今般月光院様と被称候てより、直状にても無之、老女中の奉書にて、瑠泉院殿にも御状等参り申候、歳暮御祝儀如例年

小谷勉善(継成)は「室門の七才子」といわれた室鳩巣の門人の一人で、この書簡は正徳三年二月頃のものと推定される。右によれば、月光院は以前浅野内匠頭(長矩)の正室瑠泉院に軽い奉公をしていた。その頃の名を「小つま」といい、宇治茶師の家來の娘で、浅野家の改易後、御暇となつた。その後瑠泉院の老女をおばとし、富岡助右衛門をいとことして御城に奉公し、家繼誕生後左京と称した。瑠泉院と懇意で、月光院と称するようになつた現在も書状のやり取り、歳暮の祝儀も変わりなく続いている。とある。月光院の身分が上昇したことにより書状の形式<sup>(36)</sup>が変化したと述べている。

また小谷は瑠泉院と勝田玄哲が同日に死去したことを伝える正徳四年六月八日の書簡でも、

扱は月光院様初瑠泉院殿に御奉公被成、其以後公儀へ御出被成、段々結構成幸を被得候、就夫始終瑠泉院殿への御勤、被尽御懇勲候儀、昔

に相替不申、今度御病中にも毎々御懇意の由に候  
と、月光院と瑠泉院との交流が瑠泉院の死去するまで続いていたと書いている。こうした情報を小谷がどこから得ていたかはわからないが、驚くのは月光院が浅野家に仕えていたことといい、赤穂の浪士との関係といい、赤穂事件を題材にした真山青果の戯曲や諸田玲子の小説と一致する要素が多いことである。諸田氏のいう「月光院が浅野内匠頭の後室に進物を贈りつづけていた事実」は、この『兼山麗沢秘策』の書状の内容を指している。

「月光院の故主」が瑠泉院であることについては、すでに三田村鳶魚が指摘している。<sup>(37)</sup> 鳶魚によれば、月光院は當時流行の「京の踊子」で、名は「小つま」といい、江戸に出てあちこちの大名家に出入りしていた。その頃大名家の奥向きで踊子を置くことが流行つており、月光院は甲府家に仕える前、京極家、戸沢家、そして浅野家に仕えた。後々まで旧恩を忘れず、故主の瑠泉院に益暮れ、節句の挨拶をしていた、という。鳶魚は出所を示していないが、その内容は『兼山麗沢秘策』の記事に近い。この文が発表されたのは、一九三〇年で、真山青果の戯曲より早い。真山が『兼山麗沢秘策』の記事や鳶魚の文を読んでいた可能性は高い。

月光院と浅野家との関係について、歴史学からの言及は皆無といつてよい。以下、新史料「月光院殿御年譜」の記事に基づいて検討したい。

すなわち、赤穂四十七士に関する事柄が同史料中三箇所に出てくる。そのひとつは「年譜」の元禄一四年の記事である。

十四年辛巳月光院様十三歳 豊岡侯・新庄侯に仕へ、及び矢嶋氏に養  
かる、皆何の年にあること考へからず、桜田邸に入、仕へまいらせ  
給ふも、亦何年なるをしらすといへとも、文昭院様かつて赤穂の

四十七士かたために建白せさせ給ひし事、ことわりハ内より子細にき」  
しめしによりしや、などの説有しといふをもておもふに、四十七士が  
事ハ元禄十五年にあれハ、入仕その前にやあらんといふはかりのこと  
ハ、推知るへきかことし

月光院が京極家、戸沢家に仕えた年、矢嶋氏の養女となつた年は何年の  
ことかわからない、桜田邸に入り甲府綱豊に仕えた年もわからないけれど  
も、綱豊が赤穂四十七士のために建白したのは、「内より子細にきこしめ  
しによりしや、などの説」があり、四十七士のことは、元禄十五年の討ち  
入り後であるから、月光院の「入仕」はそれ以前のことかとここでは推定  
している。綱豊の建白は四十七士の助命嘆願ではないかと思われるが、そ  
の背後に月光院の存在があつたというのである。この記事は月光院と赤穂  
四十七士との間に深い関わりがあつたことを示唆しているといえる。

ふたつ目の記事は、吹上御殿出入りする人の中に「赤穂の義士等かゆ  
かりの女とて参るか有けり」というもので、「萱堂」が月光院に仕えてい  
た延享～宝暦期まで、月光院と赤穂四十七士の縁者との間につながりが  
あつたことを示している。

もうひとつは、前掲表①「有章院殿御実紀付録」と「月光院殿御年譜」  
の記事の比較の内、イの「月光院殿御年譜」の「中略」の部分である。次  
の「」の部分がそれにあたる。

御言葉すくなゝるか中にも、前朝の御事にはくち(口)をたゞせ給ふと  
申すへし、たゞ藩邸の御とき、「あかほ(赤穂)の四十七士に死をたま  
ふとの御事をふかく惜給ひ、不時にまうし給ふこと、ふたゞひまでに  
及たりし、終に救はせ給ふ事ハかなはせ給はさりしか、上にももと  
より遲疑ましま／＼ければ、是かために、しは／＼おほしめし(思召)を

もかへされしよしとのこと計は」、の給ひいたさせ給ふことありし、  
すなわち、月光院は言葉少なく、とくに前代のことは口を閉ざしていた  
が、ただ甲府藩邸のとき、赤穂四十七士に死を賜つたことを残念に思つて  
いて、ふいに口にすることがあった。ついに彼らの命を救うことはできな  
かつたが、幕府も彼らの処分をすぐに決断せずためらつてはいたので、赤穂  
浪士のために「しは／＼おほしめし(思召)」を返したのは綱豊で、浪士た  
ちの命を助けようとしていたことを意味していよう。月光院の言葉は、浪  
士たちの処罰をめぐり、様々な見解が出て、幕府がなかなか決定しなかつ  
たことを裏付けているといえよう。なお比較表で明らかのように、『徳川  
実紀』の「付録」ではこの部分の記事を採用していない。その意味は後に  
考へる。

「月光院殿御年譜」の以上三点の記事から、月光院が後年にいたるまで  
赤穂四十七士に心を寄せていたことがわかる。ただ同史料では月光院の甲  
府家以前の奉公先について、京極家と戸沢家の名は出てくるが、浅野家に  
仕えていたとは書かれていらない。この点に疑義が残るが、「御年譜」の記  
事と、『兼山麗沢秘策』の小谷の書簡を併せみると、浅野家を月光院の  
旧主とするにそれほど無理はない。なお「柳營婦女伝系」の勝田氏の  
系図では、月光院の姉妹にあたるひとが浅野内匠頭長矩家に仕えていたと  
あり、注目される。いずれにせよ、月光院と浅野家との間に深いつながり  
があつたことは確実といえよう。

#### 四 江島事件と月光院

##### (二) 江島事件のとらえ方

江島事件は、正徳四年(一七一四)正月一二日、月光院付きの御年寄江島、同役の宮地(宮路)がそれぞれ増上寺、寛永寺に代参し、その帰途、木挽町の山村長太夫座に立ち寄り、棧敷や茶屋で遊興し、夜に及んで帰城したことを咎められ、評定所で審議されて、本人及び関係者が多く処罰された事件である。この事件については江戸時代より戯作の題材となり、近代になると、歌舞伎や小説で取り上げられ、広く知られることになった。近年においては、前にも述べたように、天英院と月光院の対立と幕閣内の権力闘争が結びついて起きた事件、つまり月光院と側用人の間部詮房を陥れようとする天英院と門閥の老中らが仕組んだ政治的な事件であるという見方が小説を中心語られ、一般に影響を及ぼしている。

筆者はこの事件を別の角度から見てみたい。まず、『兼山麗沢秘策』の内、江島事件のことを報じた室鳩巣の「一月一四日の書状」には

江島、宮地共に月光院様付の女中にて、此度御僉議嚴急成様子に候、是は月光院様御下知、又は間部殿より出申と推量仕候、是にて御城奥方の御作法少直り可申と申候、常憲院様御代以来、段々不作法に罷成候時分も此類の事有之由

と、江島・宮地の取調べは月光院・間部の指示により厳しく行われており、これにより、綱吉の時代以来乱れている江戸城大奥の作法が少しは改まるだろうとしている。

将軍生母月光院をめぐって

また二月二三日付小谷勉善の書状では、或説に、先々御代(綱吉)より先御代(家宣)には、別て踊子等の女中芸を御好み被成候故、御用の筋にて密に小女中方より役者どもへ通路在来候處、当御代(家継)伎女御用無之御暇被下候得共、御城女中へは總て其馴染の旧習有之、此一巻起申旨被申候、是はいやな沙汰に御座候、先年五丸様(瑞春院)年寄女中増見と申すものも、江島同事の行跡有之候得共、御先代には役者へ参会不珍風俗に候故、ケ様の御吟味には及不申沙汰仕候

とある。綱吉・家宣はとくに踊子などの女中芸が好きで、御用の筋で女中と歌舞伎役者たちが交際してきたけれども、家継の時代になりそうした「妓女」たちは仕事がなくなり、暇となつた、ただ江戸城の女中たちは以前からの馴染の役者との関係があり、こうした事件が起こったという説を述べている。そして先年綱吉の側室瑞春院付き御年寄の増見という女中が江島と同様の行いがあつたが、その当時は役者と会うことは珍しいこともなかつたので、このような取り調べはなかつたとある。

さらに江島をはじめ関係者に厳しい処分が下つたことを伝えた三月一三日の室鳩巣の書状では、「此度の事、第一間部殿嚴重に御申候て、秋元但馬守殿御同意にて如此候、御先代よりの大弊を御のぞき被成候事、余程の儀と奉感候」とある。間部が厳しい処分を主張し、老中秋元喬知がこれに同意したとし、その結果、先代以来の「大弊」が除かれた、と評価している。

以上の書状によれば、大奥の退廃、女中の逸脱行為は綱吉の時代からあり、それを思い切って断罪したのは月光院と間部であつたことになる。江島の「失敗」は「世風の感化」と自らの「性行上の特質」とが相俟つて生

じたものであつたが、その行為がたんなる一女中の不始末で済まされず、諸方面に影響を及ぼす重大事件となつたのは、当時幕府が大奥の従来のあり方を改め、同時に「世風」を正そうとしていたからではないかと考えられる。

すなわち幕府は正徳二年七月、女中の請託・請願の取り締まり、大奥・御部屋方女中から表の役人へ、親類縁者の役替え、町人職人の御用達などを直に頼むことを禁じ、どうしても表の役人に用事があるときは留守居を通すように、これに背いた場合は厳しく糾明すると通達している。<sup>(41)</sup> そして大奥から踊り子を召し放ち、女中の贅沢な衣服を禁じている。<sup>(42)</sup> 江島の事件はこうした一連の流れの中で起こるべくして起きた事件であるともいえよう。一時代前ならば、江島の行動は見逃されていたかもしれないのである。

江島を厳しく糾弾した月光院<sup>(44)</sup>であつたが、その要請により江島は永々遠島処分を減刑され、信濃高遠の内藤家に預けられた。<sup>(45)</sup> 厳しく処断した上の減刑は、上記の事情も考慮したゆえと推測することもできようか。

## (二) 踊り子

次に綱吉・家宣の時代に大奥にいた踊り子について言及しておきたい。

新井白石の『折りたく柴の記』に興味深い話が出てくる。<sup>(46)</sup>

正徳二年三月頃、白石が病氣で家に引きこもつていたとき、江戸城で舞妓が多く召し使われているという噂が耳に入った。病が癒えて出仕した際、間部詮房に「舞妓の話は、当代(家宣)の御代始めに禁じられた事なので、そんなことがあろう筈がない、しかし太閤(近衛基熙)の江戸滞在中

のおもてなしのため、御台所(熙子)がそれらの者を召されたのかもしれない。噂を耳にしたので申し上げる」といいおいて退出した。

その後また登城したときに、家宣は間部を通じて「前代(綱吉の時代)、一位の御方(桂昌院)のところに御台(天英院)が参上したとき、舞妓を呼んで、そのもてなしがあり、つれづれの慰みゆえ差し支えなかろうといわれたのをもてなすときも、御台が彼女らをもてなすときにもこの催しがあり、白石が言うように、太閤をもてなすためにも、このことがあつた」。「私の代始めにこのことを禁止した以上、止めるべきであったが、私もまた世の常にならいこの催しを止めないで今に至つたのは過ちだつた。白石が詮房に申したことを見いたので、ただちに舞妓を追放するよう、すでに指示した」と伝えた。白石は、この噂を聞いたのは春頃であるが、四月に太閤が帰京してからもこのことがあると聞いたので、あえて進言したと述べている。

綱吉・家宣の時代の江戸城の大奥では、踊り子を多数抱えていて、お互の供応の席に踊り子を呼ぶのが慣わしだつたが、白石はそのことを苦々しく思っていた。家宣の代始めにこれを禁止したが、実際は続いていて、これを知った白石が苦言を呈し、家宣はついに踊り子を追放したというわけである。<sup>(47)</sup>

江戸城大奥だけではない。先述の三田村鷺魚の言のように、当時大名家の奥向きで踊り子を置くことが流行していた。そして踊り子の中には主君の寵愛を得て、側室となるものも少なくなかつた。荻生徂徠は「かの御部屋といわるる者多くは踊り子風情の者也、それを寵愛する男も不学にて、しかも不智なれば、今は定法の如くになりぬ」、「妾を妻とするよりして、

踊り子体の者をも遠慮なく妻とし、これより家の風あしくなり、武儀をもとり失い、子の育てようも悪しく、さまざまの悪事生ず<sup>(49)</sup>」と弾じている。尾張藩士の朝日重章も「娘持候者は、専三弦小歌等を稽古させ、諸大名へおどり子などに出し、間々玉のこしにのる類有之<sup>(50)</sup>」と踊り子が玉の輿に乗るものがあることを述べている。月光院はまさにそうした踊り子の一人であつたのだろう。「月光院殿御年譜」の「聞書」に次のような記事がある。

むかしより御そはにて仕へまいらせし人や、その頃より御つき(次)までも出なれ□□る女、これかれありて、ときにまいりては三弦等などひきならし、小うた、かとうふし(河東節)などいふものをうたふて、よきと聞しめしたまふ時は、しばし立舞給ふことまれにはあり、色もなき小袖めしたるまゝの法師すかたなれば、風情有へきやうもあらされど、世に舞の妙手など唱ふるものゝ、また学ふへくもあらす、されと似つき給ハぬ御わざなれハ、見奉るもはつる心ち(地)せしか、人の何とミむ、おもはんなど、御心にもうかはぬさまにて、□ミものもの給はす、傍の人々はありとたにおほし給ふけし(き)さへミへ給はさりし

わかりにくいところもあるが、およその文意は「昔月光院様のお側で仕えていた人がときどき吹上御殿に参上して、三弦や箏などを弾き、小唄や河東節などを歌うことがあり、これは良いと月光院様が思われたとき、立つて舞わることが稀にはあった。地味な小袖の法師姿なので、風情があるわけではないけれど、舞の名手といわれるものの域を超えていた。ただ(法師姿に?)似つかわしくない技なので私は拝見するのも恥ずかしい気持ちがしたが、月光院様は人がどんな風に見ようと気にもしない様子で、

何も言われず、傍に人がいることさえ目に入らないようだつた」といったところであろう。「萱堂」が仕えていた頃の月光院は六〇歳前後であるが、元女中の唄に合わせてふと舞うこともあつたという逸話の中に彼女の本来の姿が見え、その姿を見た「萱堂」の驚きが伝わつてくる。

「聞書」の最後の方に、月光院は生まれたときから「貴徵」があり、父玄哲は彼女の幼い頃から「俳優の業をなはし、諸侯につかへしめん」と思い、占つてもらうと、大家に仕えるのは凶と出た。京極家・戸沢家に仕えたが長続きしなかつた。桜田邸に仕える前、玄哲は占いほど信じられないものはないといって、占つてもらうことはしなかつたという話が出てくる。ただこの話は「宮中の私語」で、確かなこととはいえない。芸能をもつて諸家に奉公することが、庶民女性の出世の道であり、月光院の父のねらいがそこにあつたことは確かであろう。<sup>(52)</sup>

踊り子から将軍の御部屋様となり、将軍生母となつた月光院への風当たりはどの位のものだったか測り知れない。どうみても天英院や他の側室たちとの間が平穀無事であつたとは思われない<sup>(53)</sup>。大奥の中だけではない。新井白石はじめ儒学者たちも月光院の前身である踊り子そのものを否定していた。「三王外記」の記事のもとになるような悪意に満ちた噂も耳にすることがなかつたとはいえない。そのようなとき、月光院が自らに仕える江島らの行為を見過ごすことができず、率先して糾弾する側に立つたのは理解できないことではない。

## 五 吹上御殿における日常

軍吉宗は前代の二人の母、嫡母天英院と生母月光院を厚く遇した。月光院には毎年金八六〇〇両、米一三〇俵を贈り、吹上郭に一万坪の邸地を与え、御殿を設営した。御殿が完成して、月光院は九月同所に移つた。<sup>(54)</sup> そして宝暦二年（一七五二）に亡くなるまで、三六年という長い歳月を過ごした。

「月光院殿御年譜」には、「萱堂」の眼を通した、その晩年の日々が綴られている。吹上御殿で多くの女中にかしづかれ、静かに暮らす月光院の日常はどうのようなものだったか。すでに赤穂浪士のゆかりの者が尋ねてきたり、「萱堂」が見た月光院の踊りのことなどを紹介したが、ここでは女中のことや、読書・学び、詠歌、吉宗との交流などにふれてみたい。

月光院に仕えた女中たちは、上臘御年寄から御末に至るまで、九七、八人いた。その内名前が出てきた人をあげる。上臘御年寄六條は公家の六條家の出身で、和歌をよくし、威厳があり、望んでなれる人ではなかつたとある。また役職は不明だが、初めの名を加為といつた人は、公家の雑掌で老いて粟田山に隠棲した三休子という、書に優れた人の娘で、父に似て書を能くし、和漢の書籍を持ち、慎み深く寡黙な人であった。浦尾という人も公家の娘で、和歌を能くし、冷泉為村を祝う歌を贈られ、百歳近くまで生きた。小上臘の藤町、御年寄の小倉、表使の堀江、津山・この・るり・そで・へん・いま・はや・もよ・すれ・さや・もせ・ゆうも歌を詠んだ。さらに御次、御三之間の女中、御持仏比丘尼の意亮・清蓮など、歌を詠む人は多かつた。文字を書かせる話の中で園田の名も出てくる。この人は長い間御年寄を勤め、宝暦元年五月に病死している。<sup>(55)</sup>

月光院は前に述べたように広く和漢の書を読み、文字への関心が深く梵字まで書いた。真言や神道を学び、その教えを実践した。また折に触れ周囲の者に詩歌を詠ませ、書を書かせ、吹絵などを描かせた。「萱堂」も父

の手ほどきで本を読んでいたのでお相手をつとめることもあつた。

御殿の庭で作った菜を味噌和えにして来る人に食べさせる話、廁の中長時間いて歌を作り、外で待っているおつきの者に書き取らせる話も月光院の素顔が垣間見えるが、年始の挨拶などで月光院が本丸・西丸に出かけたときの話はとくに興味深い。

両丸へ年始などといらせ給へは、大御所様（吉宗）は御対座に御茵を設け、御もてなしさま／＼あり、御もの語ときを移し、こと更に御酒を御すゝめなされ、御盃の御とりかはし数々也、いつもともし火立てされはかへらせ給はす、かへらせ給へはかならず咄給ひ、二日三日もうちふし給ふ、御ともの人々へもしなに従ひ、ものゝ給ひけり、上（家重）には御むくちにて御膳にむかはせ給ひても、しは／＼立て入らせ給ふ、御小用ちかきとて也、かやうなれハかへらせ給ふ事もはやかりけり、

西丸の大御所様（吉宗）は、差し向かいに茵（しとね）を設けられ、もてなされ、話が弾んで時を移した。御酒をすすめられ、盃のとりかわしも數度に及んだ。いつも灯火を立てる頃にならなければ、帰らなかつた。帰るとそのときの話をし、二、三日に及んだ。本丸の上様（家重）は無口で、御膳に向かつても小用が近く、しばしば中座された。だから帰りの時間も早かつたといふ。

月光院は多くの歌を詠んだが、死後はすべて火にくべるよう遺言したという。これを惜しんだ側近の者が月光院の和歌の師冷泉為村に送り、為村はその歌を「車玉集」<sup>(57)</sup>と名づけて残した。その中に自らの人生を述懐した一首がある。

か計の老と成までうきたひに いけらんみともおもハさりしを

この歌について、「萱堂」は次のように述べている。

此御詠はかり、何千首何百首の中に、御身のうへをねんころに訴へつかせ給ひて、あはれるなるハあらし、御身の幸成しも昔よりなかるへし、ものおもはせ給ふことも又たくひなかるへし、文昭院様(家宣)

西丸に渡らせ給ふ頃の世のさま、御二世(家継)のかくれ給ひ、有徳院様(吉宗)の入らせ給ふまで、事の移りかはる、なとかくいそかしき、内外の人のいかにうれへまとひけん、又よ(世)に口さかなく、御うへいひはやすと、それとはしな(品)かはりてかしつき、人の上の事

ながら、江嶋かことのこときさへ、よそにハ有ともきかさりしを

この歌ほどご自身の来し方を振り返り、様々な感情をこめて詠まれた歌はない、めまぐるしく移り変わる世の有様に、当時の人はどれほどつらい思いで過ごしたことだろう、くちさがない世間の噂に傷ついたことだろう。うつて変わつて今日、私がお仕えする吹上御殿では、かの江島の事件のことさえ口にする人はいない、と。

### おわりに

以上、本稿では、七代将軍家継の生母月光院をめぐって、これまでに知られている文献に加え、新たな史料「月光院殿御年譜」を用いて、いくつかの問題を掘り起こし、検討を加えた。論点は多岐にわたつたが、その考察を以下にまとめおく。

まず近世中期を生きた月光院という一人の女性がこれまでどのように語られてきたかを確認した。すなわち幕府の正史として編纂された『徳川実紀』の月光院像と、史料として使用するには問題が多いとされる『三王外

記』における月光院の姿との大きな違いを認識するとともに、芝居・小説に登場する月光院も視野に入れて捉えることに努めた。その中で『徳川実紀』にも『三王外記』にも出てこない、月光院がもと赤穂浅野家に仕えていたという話に注目した。

ついで、新史料「月光院殿御年譜」の記事が『徳川実紀』の「有章院殿御実紀」の引用書目「萱堂聞書」と近似することを指摘し、その写本の一本と断定した。またその語り手である「萱堂」と、記録者であるその子について考証した。

月光院の履歴をめぐっては、諸説ある年齢・出自、親兄弟について検討した。さらに小説などに出てくる赤穂浅野家に仕えた話をめぐって事実関係を考察した。この話は史料的価値が高いとされている『兼山麗沢秘策』に収められた小谷勉善の書状で述べられており、とくに浅野内匠頭の後室瑠泉院との交流が詳しく語られている。そして「月光院殿御年譜」の「萱堂」の話の中にも、赤穂四十七士との関係を窺わせる話が三箇所あり、月光院と浅野家との間に深いつながりがあつたことがほぼ確かめられた。

江島事件については、これまでにも様々な話が語られているが、本稿では、大奥の退廃、逸脱行為は綱吉の時代からあり、幼将軍家継の時代、幕府の権威を守るためにも、それをただすことが必要と認識した幕府が、江島の行為を一女中の不始末で終わらせず、大きな社会的事件に発展させたととらえた。その過程で月光院が能動的に動いた可能性を示唆した。

当時流行し、大奥に大勢いた踊り子が追放されたいきさつ、踊り子に対する儒学者や世間のまなざしについても言及した。月光院がもとはそうした踊り子のひとりであり、それゆえの風圧、悪評があつたであろうと推測してみた。さらに吹上御殿における晩年の日常を「萱堂」の眼を通して明

らかにしたが、その内容はくりかえさない。

以上の考察に加え、もうひとつ明らかになつたことがある。『徳川実紀』の編者が、月光院の記事を作成するにあたつて、「萱堂聞書」、すなわち「月光院殿御年譜」を利用したにも関わらず、採用したのはそのごく一部で、赤穂浅野家との関係に関する記事はまつたく捨象したという事実である。

そしてそれは、『兼山麗沢秘策』も同様で、月光院と浅野家との関係は少くとも幕府の正史に書くことはふさわしくないと、『徳川実紀』編纂者が意識していたからであるといつてよいだろう。時を経ても浅野長矩と赤穂四十七士は、幕府が罰した罪人であつたからであろう。月光院が踊り子だつた過去も勿論触れられていない。ついでに言えば、彼らは『三王外記』も見た筈だが、将軍生母を顕彰しようとする『徳川実紀』編纂者の立場からすれば、もつてのほかの内容ということになろう。すなわち月光院を語るについては、編纂当時の幕府にとつてのあるべき将軍生母像にあわせた資料の取捨選択が行われたに違いないのである。『三王外記』などの著作物では著者の主觀、先入観がより顯著となる。このように語られる月光院に比べて、月光院の傍近く仕えた女中の思い出話は、素顔の月光院を活写していく、より信頼できる史料といえる。今後さらに深く読み込んでその実像に迫つていきたい。

(1) 月光院の名前は喜世、左京局など立場により変化したが、本稿では月光院で統一する。なお一般に「げつこういん」と読み慣わしているが、「月光院殿御年譜」に、死後彼女の詠草を焼き、その灰を集め「月光仮」を造つたという記事があるところを見ると「がつこういん」が正しいか。

(2) テレビ番組などではそれが顯著である。

### 註

- (3) 斎木一馬「徳川将軍生母並びに妻妾考」(日本歴史学会編『歴史と人物』吉川弘文館、一九六四年)に月光院の記事があるほか、辞典などで取り上げられる程度である。なお竹内誠・深井雅海・松尾美恵子編『徳川「大奥」事典』(東京堂出版、二〇一五年)の項目「月光院」の執筆が本稿の叙述に繋がっている。
- (4) 『新訂増補国史大系 徳川実紀』(吉川弘文館)を使用した。なお、文を引用する場合、句点(。)を読点(、)に改めた。
- (5) 『徳川実紀』宝暦二年(一七五二)九月一九日卒伝条でも、「もと微賤より出させ給ふ御身なれ共、方に才かしこくおはしまし、文学にさへ心をよせ、常に典籍を繙繙ひ、わけて四書古文をば、御側をばはなさる、事なし、殊に和歌をたしなみ給ひて、冷泉大納言為久卿の點削を乞給ひしが、秀逸あまたよみ出給ひ、御集も今に伝はれり、御筆は尊円親王の風を慕はれ、京あはた山の隠士三休子といへる者に、御手本臨本を奉り、また神道を学び、晩に密教を崇び、靈雲寺の比丘に帰依してその奥秘をさとし給ひ、かたはら楊弓、双六、碁、将棋等の遊技までも、すべてよくさせたまはずといふ事なかりしとぞ」とその才媛ぶりを記述している。
- (6) 国立国会図書館所蔵本(一七八〇年刊)を同館デジタル資料で利用した。
- (7) 『国史大辞典』(吉川弘文館)の項目「三王外記」(尾藤正英執筆)では、「記事の内容も興味本位の俗説が多く、信頼しがたいが、当時の世間での風評などをうかがうことができる」とし、江島事件に関連して間部證房と月光院との密通を記述しているのはその一例としている。
- (8) 『三王外記』の内の「文王外記」の記事。
- (9) 江島事件を題材にした小説は、船橋聖一『絵島生島』(一九五三年東京新聞連載、新潮文庫版)、松本清張『大奥婦女記』(一九五〇五年「新婦人」連載、講談社文庫版)、杉本苑子『絵島疑獄』(毎日新聞社、一九八三年)などがある。この内、絵島事件を政治的視点から描いた杉本苑子氏の小説は、歴史書の叙述にも影響を与えた。
- (10) 『真山青果全集』第一巻(講談社、一九四〇年)。
- (11) 諸田玲子『四十八人目の忠臣』(毎日新聞社、一九〇一年)。
- (12) 『徳川諸家系譜』(続群書類從完成会)第一・第二。

(13)『改定史籍集覽』第一一冊。

(14)「古諺記」ともいう。幕臣牛込重忝の著作。『国書人名辞典』第一巻(岩波書店)参照。

(15)昔、中国で主婦の居室である北向きの室の庭に萱草を植えたところから、母の尊称となる(『大辞林』)。

(16)『日本經濟大典』六に収められている活字本を使用した。

(17)『徳川実紀』「御実紀成書例」によると、「本書は出典を注せずといへども、副本に至りては毎條の下悉く原書の名を出す。附録のごときも又同じ」とある。

(18)御年寄・御客応答・御錠口・表使などの幕府女中は、親類や懇意の者の娘を各自の部屋で養育していた。これが部屋親で、娘たちは部屋子といい、将来幕府の女中に採用されるものが多かった。『徳川「大奥」事典』(東京堂)「大奥女中の採用」(松尾執筆)参照。

(19)月光院の年齢には異説がある。後述する。

(20)月光院の髪を剃る役をしていた「萱堂」の女中としての身分は側近役だが、小性か中蘭かは不明。

(21)『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)第二十二、二八九頁。

(22)『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)第二十、六六頁の川尻春之の譜に「母は栄宣が女」とある。

(23)『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)第十九、一三三四頁の松本元栗の譜に「母は栄宣が女」とある。

(24)『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)第二十二、一一三頁。

(25)後掲「小谷勉善来書の内」に「私云、宇治茶師家來の娘なり」とある。

(26)「横から見た赤穂義士」(『三田村鳶魚全集』一六、一九三〇年)。

(27)「柳營婦女伝系」卷之一六(『徳川諸家系譜』第一)。

(28)国立国会図書館所蔵「年録」正徳二年十二月十二日条、同館デジタル資料を利用した。

(29)『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)第十八、四一八頁。

(30)『新訂寛政重修諸家譜』(続群書類從完成会)第二十一、一二二二頁。

(31)『兼山麗沢秘策』正徳三年閏五月九日の室鳩巣書状によると、月光院は「近

比存の外成儀と存候、御自分御儀只今時分杯、急度(數被成儀てこそ御為にも可然候、然る処帯刀事は若輩者の儀に候處私兄弟にて候とて、俄に御呼候て御馳走被成候儀、御似合不被成儀と存候、其上若き者に候へば、万一私などをかうにいたし、驕申氣味も出来可申哉とはのみ無心元存候處、御自分杯より左様に結構に御あしらひ被成候ては、此者の為大きに宜しからぬ儀に御座候、此者の為不宜候得ば、畢竟私為にも大きに不宜、近頃御恨に存候」と言つたという。

(32)『寛政重修諸家譜』による。この娘は月光院の妹の位置付けである。一方「柳營婦女伝系」の勝田氏系図では、実子は「泰賀」、その妻は養女で、「林昌軒前住の女也」とし、「浅野内匠頭長矩家」に仕え、養父が還俗したので泰賀の妻となり、林昌軒を相続したとある。

(33)『兼山麗沢秘策』正徳三年閏五月九日の室鳩巣書状によると、月光院は義兄典愛と同居していた父玄哲にも、これから先、知人になりたいという人が来ても、私のためを思うなら、会わないほし、ただこれまで親しくしていた人を遠ざけないように、と常に言つていたという。そしてこれは「皆文昭院(家宣)様御遺徳故にて御座候、外戚等の勢を強く御抑へ被仰候を兼々能御存知に候故如此御座候」と書いている。この話は「付録」に採られている。

(34)『兼山麗沢秘策』正徳三年一〇月四日の室鳩巣書状に、「新井氏(白石)うしろ隣は勝田帶刀殿の由、御親父玄哲老も同居にて候、しかとしたる客來の沙汰も無之、しんしんと相聞申候、少も繁盛の跡は見へ不申由新井氏被申候、月光院様より日々其儀被仰遣候由、是等も國家の幸と奉存候」とある。

(35)『御触書寛保集成』四八七。

(36)披露状は直接相手に宛てずに側近に内容の取次を依頼する最も厚礼の書状、直状は本人が直接相手にしたためる書状、奉書は主人の意を奉じて出す書状。

(37)小谷は宝永六年(一七〇九)に室鳩巣の「赤穂義人録」の定稿が成ったとき、跋語を記している。同書の執筆に協力していく、諸方面より赤穂浅野家の情報を得ていたものと思われる。石井紫郎『近世武家思想』(『日本思想体系』四四、岩波書店、一九七四)の頭註参照。

(38)註(26)と同じ。

(39)註(32)参照。

(40) 櫻井秀「絵島事件考」(『風俗史の研究』宝文館、一九二九年)。

(41) 「御触書寛保集成」一〇二三三。

(42) 踊り子の追放については次項で触れる。

(43) 幕府は正徳三年五月、女性の衣類について、代銀の上限などを定めて諸方面に通達している(『御触書寛保集成』二〇八三)。なお『兼山麗沢秘策』正徳二年閏五月九日の室鳩巣書状に、「此度女中方衣服の定出申時分も、間部殿より先天

英院様、月光院様へ被申上、只今儉約の時分に候故老中僉議致、第一女中方衣服の儀申出候、然ば第一上より儉約不被遊候ては法立不申儀に候間、向後御近習始め衣服儉素に罷成候様、急度被仰付可然奉存候旨、被申上候得ば、成程被得其意尤と被思召候、左候へば老中方より急度書付越し被申様に致し候へ、夫を以可被仰付由に御座候」とあり、女中の衣服に関する法度が老中から天英院・月光院を通して女中たちに伝えられたことがわかる。

(44) 「付録」の月光院の逸話の中に、「尼公のかたにつかへ奉りし老女絵島、淫事すでにあらはれて、糺し問れんとせしとき、老臣等うち／＼尼公の御けしきとりしに、いさゝか忌みはゞかる所なく、きびしく糺すべきよし仰られしかば、外廷にて少しも避る所なく、その罪の軽重大小を、明に沙汰しけるとぞ」という記事がある。「宮女絵島一件」という史料を典拠としている。一方、「鸚鵡籠中記」「名古屋叢書続編」一二二正徳四年二月の記事には、月光院が江嶋のために「詫言」したが、「近年御城女中みだり成行跡」が多いので、彼女らの「懲惡」のため、老中秋元が強く僉議したとあり、また月光院も江嶋と同類で、「御不行跡の事」があるので、月光院に圧力をかけるため厳しい取り調べが行われたとある。当時からこうした説も流布したのである。

(45) 『徳川実紀』正徳四年三月一二日条。

(46) 『折りたく柴の記』。岩波文庫版を使用。

(47) 踊り子の禁令の初出は元禄二年六月で、女子に踊りなどの芸を仕付け、屋敷方へ遣わすことを禁じている(『御触書寛保集成』二七〇七)。以後度々出でいるが、宝永三年六月にも、「女おどり子為致徘徊間敷旨、前々相触候處、近年猥二成、不届候、向後女おどり子弥令停止候、并娘と申なし、屋敷方町方え遣候儀も有之様粗沙汰有之候、是又右同前之事」(『御触書寛保集成』二七二〇)と重ね

て禁じている。白石のいう家宣御代始めの禁令は伝わらない。

(48) 「政談」卷之四「妾を御部屋と号する事」。岩波文庫版を使用。

(49) 『政談』卷之四「妾を妻とする事」。同上。

(50) 「鸚鵡籠中記」(『名古屋叢書続編』一二二)正徳四年五月二四日条。

(51) 江戸淨瑠璃の一派で、十寸見河東が享保年間に創始、五〇年ほど隆盛した(『広辞苑』)。

(52) 当時遊芸をもつて大名家の奥に仕えた女性は少なくなかった。江戸中期女性の書いた紀行文として知られる「庚子道の記」(享保五年成立)の作者武女もその一人である。もとは「あそびく／＼つのたぐひ」で、のち尾張徳川家の奥に仕えたという(『名古屋叢書』十四卷「定本庚子道の記」)。

(53) 吉宗に代替わり後、それまで月光院の人柄を好意的に伝えてきた小谷が「月光院様平生の御奢、且又一位様(天英院)と御不和の儀余程罷成沙汰承申候、頃日に成り候て知れ申躰に御座候」(『兼山麗沢秘策』享保元年五月二七日の小谷勉善書状)と、これまでわからなかつた月光院の「奢り」や天英院と不和であることなどを伝えている。

(54) 『徳川実紀』享保元年九月二九日条。なお「月光院様御構」が描かれた吹上の絵図(江戸城吹上御苑絵図)が東京都江戸東京博物館に所蔵されている(『徳川大奥』事典)。口絵に掲載。

(55) 「女中帳」(国立公文書館所蔵)宝暦元年五月の記事に、「月光院様御年寄園田

右久く病氣之処、養生不相叶、去六日病死之旨御座候、依之申上候」とある。

(56) 地紙の上に絵の切抜きの型を置いて、筆に墨や絵の具を含ませ、これに息を吹きかけて様々な形を表したもの(『広辞苑』)。

(57) 月光院の詠歌集「車玉集」は「月光院様御集」、「三位尼公御詠歌」など別名の写本もあり、国立公文書館などに収蔵されている。『視聴草』第六卷(内閣文庫所蔵史籍叢刊)特刊第二にも収録されている。相互の比較、詠歌の鑑賞は今後の課題としておきたい。

(58) 『徳川実紀』の冒頭の列举された書目の中には「三王外記」の名もある。

## 凡例

- (1) この翻刻は、徳川林政史研究所保管徳川宗家文書の「月光院殿御年譜」の内の「月光院殿御年譜」の部分である。
- (2) 漢字は常用漢字を使用した。
- (3) 変体仮名は仮名に改めたが、「ハ」「ミ」は残した。
- (4) 適宜読点(・)と中黒(・)を補つた。
- (5) 虫損、また判読困難な文字は、該当する文字数を□で示した。
- (6) 平出、欠字、及び改行は原文のままとした。
- (7) 細字、割書きは原文のままとした。

## 翻刻

月光院様年譜  
元禄二年己巳 月光院様生 宝暦二年壬申薨六十四  
八年乙亥 月光院様七歳  
十四年辛巳 月光院様十三歳豊岡侯・新庄侯に仕へ及矢嶋氏に養八  
將軍生母月光院をめぐって

月光院殿御年譜

正徳二年壬辰  
三年癸巳  
享保元年丙申  
三年戊戌  
十三年戊申  
元文三年戊午  
延享二年乙丑

文昭院様薨、薙髮、從三位に叙  
月光院様二十四歳  
月光院様二十五歳  
月光院様二十八歳  
有章院様薨、剃髪  
月光院様三十歳  
月光院様四十歳  
月光院様五十歳  
月光院様五十七歳

宝永元年甲申  
六年己丑  
常憲院様薨  
文昭院様繼立せ給ふ  
鍋松君を生、是  
有章院様なり  
月光院様十六歳  
甲府公入て儲位に居給ふ  
月光院様二十一歳  
月光院様二十二歳  
月光院様二十三歳  
月光院様二十四歳  
月光院様二十五歳  
月光院様二十六歳  
月光院様二十七歳  
月光院様二十八歳  
月光院様二十九歳  
月光院様三十歳  
月光院様三十一歳  
月光院様三十二歳  
月光院様三十三歳  
月光院様三十四歳  
月光院様三十五歳  
月光院様三十六歳  
月光院様三十七歳  
月光院様三十八歳  
月光院様三十九歳  
月光院様四十歳  
月光院様四十一歳  
月光院様四十二歳  
月光院様四十三歳  
月光院様四十四歳  
月光院様四十五歳  
月光院様四十六歳  
月光院様四十七歳  
月光院様四十八歳  
月光院様四十九歳  
月光院様五十歳  
月光院様五十一歳  
月光院様五十二歳  
月光院様五十三歳  
月光院様五十四歳  
月光院様五十五歳  
月光院様五十六歳  
月光院様五十七歳

る、皆何の年にあること考へからず、桜田邸に入、仕へまいらせ給ふも、亦何年なるをしらすといへとも、文昭院様かつて赤穂の四十七士のために建白せさせ給ひし事、ことわりハ内より子細にきこしめしによりしや、などの説有しといふをもておもふに、四十七士か事ハ元禄十五年にあれハ、入仕その前にやあらむといふはかりのことハ推知るべきかことし

有徳院様老

惇信院様立せ給ふ

寛延元年 戊辰

宝暦二年 壬申

月光院様六十歳

月光院様薨

四年 甲戌

冷泉前中納言為村

月光院様の御詠歌を自書し、車玉集と名つく、御詠草をは、弟僧真乗院僧正の仏場にして焼、その灰をあつめて月光仮を造る案車玉集端書に、かたはらの女房に御遺言ありて、なき後ハ詠草をはじめ哥のことにつきての墨ハこと／＼九せとの泉にかへし侍るへきとの御あらまとして、その冬便になく／＼局たちよりとりそろへこされぬと見ゆ、しかれども御哥にかきらず、常々御手習の反古わつかに墨つけ給ふものも、残りなく焼て人間にとゝめざること宮中の故事也とて、とりより何のきぬ帯も方一寸ほつゝにきつて火にくふることなりしよし、萱堂説しからは女房のかくのことくなるをなげきおもひて、御詠草又御自染なるものをハとりあつめて冷泉のもとへをくりしもはかりかたし

萱堂十七、吹上御殿に仕 享保十三年戊申生、入仕は延享元年きのえ子なり 月光院様五十六、医の子にて侍ふほとに、父か入道頭あけくれそりなりひ侍ふと申もの侍しかハ表つかひ浜岡か萱堂の地をなすにて有ける、浜岡は萱堂の部屋おやといふもの也 やかて御くしそらせらる、御髪はやはらかにて、御頂に一ところ昔しこまくらにてされたるあと円にのこり

たるよりほかにすらせ給ふ所もなし、白毛などは千万に一萱も有やなしやおほつかなきほどなり、御顔のつや／＼としてうつくしきこと、御つふりのすきに似て、老て頭計髪多き人のことくならす、九年つかへまうし、六十四にてかくれさせ給ふまで、四十にハみちさせ給はさる御さまに見奉りし

むかしより御そはにて仕へまいらせし人や、その頃より御つきまでも出なれ□□る女、これかれありて、ときにはまいりては三弦箏などひきならし、小うた・かとうふしなといふものをうたふて、よきと聞しめしたまふ時は、しはし立舞給ふことまれにはあり、色もなき小袖めしたるまゝの法師すかたなれは、風情有へきやうもあらされと、世に舞の妙手など唱ふるもの、また学ぶへくもあらす、されと似つき給ハぬ御わなれハ、見奉るものはつる心寄せしか、人の何どミむ、おもはんなど、御心にもうかはぬさまにて□ミものもの給はす、傍の人々はありとたにおほし給ふけしさへミへ給はさりし

はしめて御くしをそきてさけ尼と申にならせ給ひし御さまは、源氏物語の入道の宮・紫の上の母などをゑかきし御すかた也き、是より御かほはせわかゝへり、うつくしかりしこと、前にハはる／＼まさらせ給ひけり

心なきものはわさとからせさせ給ふやと、ひかこといふもありし、などさる御事やあらん、古しへはやことなき方ハすへてかゝるならひにや、そのはしめより紅粉などつけ給ふことなし、いまた宮つかへまし／＼ける頃も極て淡粧をこのミ給へり、是をも白色に自負し給ふよなどいひしみつからかくあらせ給ふのミならす、人々にもおのれかへりミて、清少納言かことはにはちよりしなど、つねにの給ひし

上らうめきたるふりをし、詞つかひ上方人のまねするなとハ宮人のくせなり、かゝることこそうるさけれど折々のたまひし、似するともまことに、ぬをきらひ給ふにて有けむとそ

この故に、吹上の女房にかきり紅粉うすぐ、ものいひふるまひ嗜好まで他

の人にハ殊也けり

大御所様もあれかよしとの給ひしとそ聞しか、

またよしと思へとあれにならへといはんことハ予ハあたはぬとおほせしとそ

六條といひしハ女蘿にて、以上の一人なり、六條家の子、和哥をよくす、威嚴あり、人望てなる、ことあたはす

そのたは増伸（神）家雑掌、老てあわた山にかくれて三休子といひしもの、女、初の名ハ加為、父かもとの名は忘り、わかき時は蓮院に参り、入木の道をまなひたりけるとそ聞えし、手よしとて御手本奉らせ給ふ、加為父に似たりければ、粗運筆のことなどまうし上し、又書をよむことをも父に習ひけるとて、和漢の書籍とも多くもちけり、謹慎寡言女儀女徳有しともいふへし

うら尾また増伸（神）家のむすめなり、和哥によし、九十初度に冷泉為村かよみて贈うた、松高き浦を千とせの棲所にて老を砂の波の白鶴、昔より宮人の九十の賀祝ふこと稀なるためしのよし、終らんとせしとき百歳にちかゝりしとそ

藤町は小女蘿なり、小くらハ年よりなり、堀江は表つかひなり、津山・こ

の・るり・そて・へん・いま・はや・もよ・すれ・さや・もせ・ゆう皆うたよミけり、御次三のまの女中、御侍仏比丘尼意亮・清蓮等歌よむことをしもの多し、かそへつへからす

女蘿としよりより末さまの女にいたるまで九十七八人はかり有けり  
涼心院といひしハかつて幸をうけし人なり、わけてしたしみおほしめすよ  
しにて、常に参りし、柳生播磨守（久壽）か妹なり、うたをもよみけり  
赤穂の義士等かゆかりの女とて参るか有けり

用人高井長門守真政和歌をよミ、時々当座をもつかまつりけり、手もいやしけれともつ、まやかにてよみやすしとて、ものか、せ給ふことありけり

ふき絵をおもしろきものにおほしめし、さま／＼あつらへさせ給へとも、精成はいやしく、古雅にちかきはもとより疎にしておもむきなし、此といふ中老刀をとりて初て試に刻て極てよし、又絵をもかきたりけれハ、御

前にて図をつくらせ、こゝハかくせよかし、こはあらためよなどの給ひつゝ、かくてそ御こゝろにかなひいて来りけり、このはしめは御氣色よからさりしか、これよりそ人なみにハめされけるか、あまりにつとめて気腫を生せし

菜のミそあへにいたし、萱をさり、柴のすき所計を用ひてつくる吹上の菜のよこしとて一時もてはやし、両丸もまいらせられ、女使など来れば給はり、来るものハこひてくはぬは興なかりけり

呼子をハおのか雨風にならしつゝ心とさはく村雀かな

この古歌つたなしといへとも、人事世情この心ちを出ることなし、よく思へよと常に給ひし

か計の老と成までうきたひにいけらんみともおもハさりしを

此御詠ハかり、何千首何百首の中に、御身のうへをねんころに訴へつくさせ給ひて、あはれるなハあらし、御身の幸成しも昔よりなかるへし、ものおもはせ給ふことも又たくひなかるへし、文昭院様西丸に渡らせ給ふ頃の世のさま、御二世のかくれ給ひ、有徳院様の入らせ給ふまで、事の移

りかはる、などかくいそかしき、内外の人のいかにうれへまとひけん、又  
よに口さかなく、御うへいひはやすと、それとはしなかはりてかしつき、  
人の上の事なから江嶋かことのことをさへ、よそにハ有ともきかさりしを  
と、萱堂常語なり、

夜ふし給ひては、がならす一人になに、ても書をよませ、一人を御夜のも  
の、上にのほらせ、押ふる如くしていねいらせ給ふをうか、ひておる、こ  
となり、或はくしてみつからねふり、あるひははやくおりてはしからせ給  
ふことあり

常に書をよませてはよみくせを教へたまふ、くりかへしては幾度もよませ  
給ふは徒然草・吉野拾遺・六百番歌合、このみて口すさませ給ふハ枕草紙、  
かたはらをはなたてをき給ふハ四書・古文なりき

真言をならハせ給ひ、その道の奥秘をき、さとし給ひ、護摩を焚ては終日  
終夜牆を下り給はず、経を誦し、咒をとなへ、鈴をふり、鉢を握、すべて  
飲食坐臥にいたるまでいかなる権者にもはち給ふまし、不動地藏を信し、  
その小像を印にし、かくけん比丘とかや聞えに開眼させ、帯に押し、信  
するものに賜ふ、神道を学ひ給ひても、その教の法にふくし給ふこと、こ  
の類なり

御よみうた調たかく言葉つゝきめてたくうるはしきかうへに、やゝ人のお  
もひよるましきをもむきをよみ出し給ひ今世にハ極て有かたき御うた

ともありとぞ、又おなし増伸(神)たちたれかれかみてほめまいらせし折に  
は、雲のうへの御うわさ、へかやうことハ冷泉より六條かもとへ文に  
ていひきこぶるなりしか、そのふみなどハいつも、ていて見せ申しき  
あるとき和歌の浦のあしのくきを柄につくりたるうちわを為村のもとへ遣

ハされし、かへしのうた、和哥の浦のあしのはかせもかよひてやてにな  
らすうちわきて涼しき、そのうちわひとつとりそへて給りたりけり  
廁にのほり給ひていつも久し、その間にうたを吟し出し、外にて書うつさ

真言をもうけよとて梵字様のもの数件、金玉もて飾たる軸物小なる数珠な  
とあり、三綱領八條目の説などいふものもうつせよとの給ひけるか、楷書  
をつくるに習はさりけれハ、やう／＼に日数をかさねて書きをふることに  
いたさせてハ、見て笑ひ給ひし

文字の上にうたかひおほしめすことあれハ、園田をめして字彙をよませ吟  
味し給ふ、反復丁寧なることなか／＼察するに過たり、纔に耳にと、まり  
しハ綠翠の色、昏暮宵夜のわかちなど穿鑿ありし、□字の義久しく定ら  
す、伴道与 萱堂の父 か出たる二いはを見よなど有し、何やらむ、古詩  
三五句引たりし、御心にハみち給らぬさまなりき

御庭の本紅葉の時、用人・医師などまでに酒給ハることあり、がならす詩  
歌いたせて帯硯給り、すでに奉れば、かたはらの人によませ給ふ、詩な  
とはその人によませらるゝこともあり、二度三たひかへさしめ給ふことつ  
ねなり、詩にハ御前にて韻を探らせらるることあり

良夜雪のふりたる後の月などハ、きのふいかなる詠せしなとの給ひ、詩哥  
めしめ給ふことあり

字をつくり給ふことたくみにして、すくれて遅し、園田ハいふも更也、同  
し手本をならふもの、手跡一、なるかことし、また梵字をもかゝせ給ひし  
此ころ世上古文をもてはやすこと、古しへの白氏文集にも過へし、人と物  
語して古事めきたることはあれはかの人また古文真宝なることをなどいひ  
しひそ、萱堂幼より父なる人の教によりて、粗前後集を誦、また三十一文  
字をつゝぬる計のことは解したりければ、はじめて仕へ申て文書のこと和  
歌のこと御相手にめざるゝことを得、

りかはる、などかくいそかしき、内外の人のいかにうれへまとひけん、又  
よに口さかなく、御うへいひはやすと、それとはしなかはりてかしつき、  
人の上の事なから江嶋かことのことをさへ、よそにハ有ともきかさりしを  
と、萱堂常語なり、

せ給ふことあり、廁にいらせ給へは、硯もちでしたかふこと三度にハ二度也けり

御言葉すくなゝるか中にも、前朝の御事にハくちをたゝせ給ふと申すへし、たゞ藩邸の御とき、あかほの四十七士に死をたまふとの御事をふかく

惜給ひ、不時にまうし給ふことふたゝひまでに及たりし、終に救はせ給ふ事ハかなはせ給はさりしか

上にももとより遲疑ましゝければ、是かためにしはゝおほしめしをもかへされしよしとのこと計は、の給ひいたさせ給ふことありし

これも藩邸の御とき、新井といふものをめして、ものよませ給ひしなどの給ひしこもありき

両丸へ年始など、ていらせ給へは、大御所様は御対座に御茵を設け、御もてなしさまゝあり、御もの語ときを移し、こと更に御酒を御すゝめな

され、御盃の御とりかはし数々也、いつもともし火たてされはかへらせ給はす、かへらせ給へはかならす咄給ひ、二日三日もうちふし給ふ、御ともの人々へもしなに従ひ、もの、給ひけり、上には御むくちにて御膳にむかはせ給ひても、しはゝ立て入らせ給ふ、御小用ちかきとて也、かやうなれハかへらせ給ふ事もはやかりけり

勝田二家の人々は折々参りけるか、下野守と申し人計、容貌常人にハかはり、柔軟にしてをもゝ敷、しかもたけたかく御かも井の所をハいつもふして過けり、文才もありしとて、この人まいりてはかならす書の御はなしと申されし、されとも職役をハ終に授けられず、爵位計を給はりしことは前朝のおほしめしにして、まへにハこの例なしとか人のさゝやきける文昭院様翫物をこのませ給ひ、中にも印籠を多くつくらせ給ひし、そのゑやうとてありしをめてたしと申せしとて給りし

おなし御時、小なる团扇色帯短冊など、或ハ一二寸四五寸はかりなるに、いかにも細筆に詩句和歌などを書つけ給ふことをこのませ給ふとて、それらのものありし、御いんらうのゑにある哥も文字ほそきハもし御筆にもやらむ

有章院様の御とき、傍医何かしとかや、狐のはけたるはなしをまうし、大に御こゝろにかなひけるほどに、昼夜幾度ともなくかたらせ、後にはよくおほし給ひて、いさゝかにてもあやまりあれば、とかめ給ふ、侍医おそれて書つゝりて、変化物語と名つけて奉りたれハ、やかて絵師に仰せて、図を作らせ給ひし、その巻物ありしか、いかに成けむ

同し御とき、酒呑童子かことを絵巻ものにつくらせ給ふハ、峯信・周信か筆なり、後にきけば御めいなる人に給り、その女の松平信濃守か妻のもとニありとぞ

おなし御とき、御そはの女房か昼夜となくうたひ舞するよりほかのわざなく、中々かまひすしきことたとふるにものなし、ある夜天井に彈ありて、そのやうにさはきても四月までなるそと聞えける、おそろしきか中に、いまゝ敷ことに思しか、いかほとなく御やまひ以てかくれさせ給ふこと、天井の声にたかはさりし

是もそのころふせういんといひし比丘尼廁へ行に、廊下の行燈に小女の髪の禿なるか、面の色紅にてり、紅梅のふりそてを着て、両手をかけてのそき入て居をみて、心もきえゝとしけれハ、やかてそこに座し、眼をとち、一心不乱に光明真言を誦、すこし目をひらき見れハ、猶立もさらす、また目をふさぎ、おなし文を誦こと数十反にして、これは、いつちへかかきけしてなかりけり、人にも語りしに、それこそあかへにといふはけもの也とそ、あかへにといふは、まことハあかねこの年ふるにて、このミテ禿

にはけて出るに、いつも紅のかのこのふり袖をきるゆへ、あかへにかのこ  
とも人の名つけておそれあへりしとそ  
宝暦のはしめ 大御所様かくれ給ん前にハ、よる／＼いつちとなく、きや  
りの声、宮中にきこえし、人々まのあたり聞たることでおそろしかりけ  
り

月光院様生れて貴懲あること一ならす、父玄哲たのもしくおもひ、浅くさ  
の觀音を信し、祈り、その外神仏の籤、あるひハト筮によきなといふ人あ  
れは、行て問ハざることなし、吉いふへからさると一口にいつるかこと  
し、やゝ長するにしたかひ、俳優の業をなははし、諸侯につかへしめんと  
するにいたりて、占又吉にあはす、大家におゐて益凶なり、もとより貧し  
てそれこれの折のきらと、のふなども、つゐに百計に出かなるに、いたる  
ところことにあはす、たま／＼豊岡侯・新庄侯に仕へて、又ミなはやく出  
さる、玄哲悔うたかひしか、桜田邸に媒せんといふ人ありけるに、家人よ

ろこひて占をとはんとしけるを、玄哲頭ふりて、世に信なきものハ占にし  
くはなし、かれか身をとへは吉限りなし、つかへを問へは、大家ほと凶な  
り、いま桜田などにつかへまうさむこと、なとかハとくへき、占ともよか  
るへきとて、悶うらみ、たゞやれとてやりけるか、入て果して籠を得て、  
かくまでにならせ給ひしにそ、うらのまこと有しをハ知けむ、はしめ一度  
まで仕へてとけさりしを、なをいとけなりしか、美色をねたまれし、また  
到る処こま／＼懼ありしなといふ、ミな当時宮中の私語にして、たれかま  
ことにハき、伝へけんとそ

#### 〔付記〕

本史料の翻刻にあたつては、徳川記念財団理事長徳川恒孝氏に特別のご配慮をい  
ただいた。記して謝意を申し上げる次第である。また翻刻の際には、徳川林政史研  
究所非常勤研究生高田綾子氏の協力を得た。